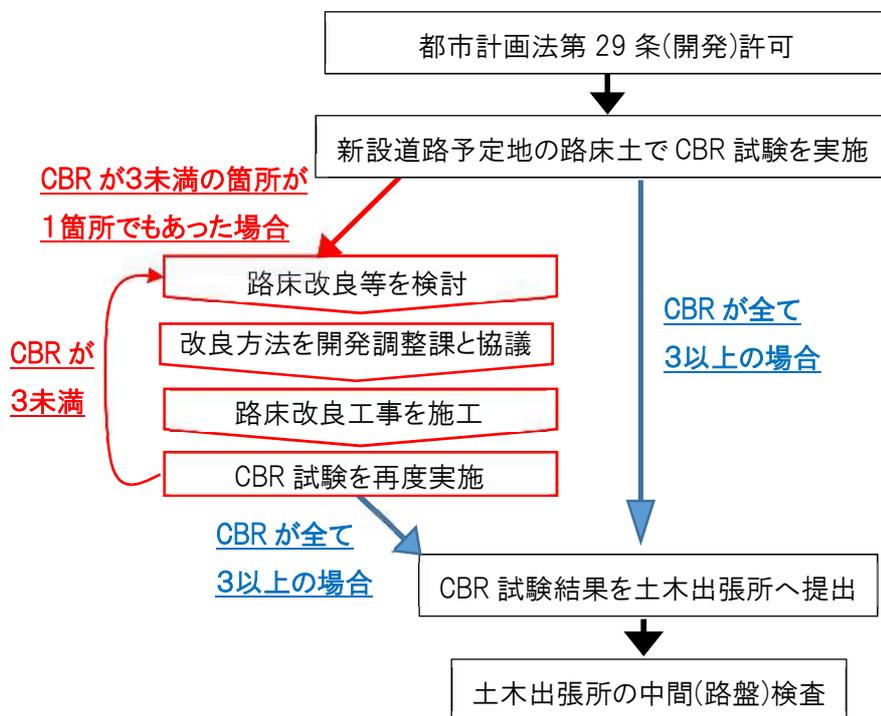


# 道路新設時に CBR 試験が必要になります

**令和6年1月以降**に現場調査依頼書を提出する開発行為において、道路を新設する(既存道路の拡幅のみの場合は除く)場合は、土木出張所が行う中間(路盤)検査の実施までに、路床について CBR 試験を実施し、**CBR 値が3以上**であることが証明できる書類(試験機関等の検査成績表等)の提出が必要となります。

～CBR 試験の実施フロー～



**CBR 試験の実施箇所数**  
 新設する道路の延長により、下記箇所数で実施してください

- (1) 20m以下 **1箇所以上**
- (2) 20m～40m **2箇所以上**
- (3) 40m超 **3箇所以上**

**【Q1】 CBR 試験の実施時期は？**

**A1** 試験実施時期の指定はありませんが、土木出張所が行う中間(路盤)検査の実施前に CBR が3以上である試験成績表等の提示が必要です。

**【Q2】 CBR 試験は誰が行うのか？立会いは必要か？**

**A2** CBR 試験は事業者で行っていただく必要があります。試験が実施可能な機関等に委託していただいても構いません。なお、試験に際して土木出張所等の立会いは不要です。

お問い合わせ先  
 建築・開発担当部開発調整課開発審査係  
 TEL: 03-5984-1648(直通)